

遠藤周作文学館企画展設計・パネル等制作業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

遠藤周作文学館企画展設計・パネル等制作業務委託

(2) 業務内容

遠藤周作文学館企画展設計・パネル等制作業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

(4) 履行場所

長崎市遠藤周作文学館

(5) 支出予定額

1,829,252 円（消費税相当額を含む）

(6) 業務実施上の条件

業務の打ち合わせは毎月 1 回以上行うものとし、打ち合わせには業務責任者が出席するものとする。

(7) 成果品

ア 提出物の種類及び提出部数並びに提出期限

作成する書類は、原則として日本産業規格 A4 版（やむを得ない場合は A3 版も可とする。）、文字サイズは全て 10 ポイント以上とし、紙媒体で 2 部作成する。併せてデータ等を収録した記憶媒体についても 1 部提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	項目	提出部数	提出期限
1	仕様書に掲げる制作物	仕様書記載のとおり	
2	仕様書に掲げる制作物のデータ	1 部	令和 9 年 1 月 25 日
3	実績報告書	2 部	令和 9 年 3 月 12 日

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書等を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書等は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができな

い。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書等を無効とする。

(ア) 提案資格を満たさないこととなった場合

(イ) 参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本委託業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

2 提案資格

提案者が満たすべき要件は、次のとおりとする

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「市内」「認定市内」「準市内」かつ「行事の企画・運営・設営」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

3 スケジュール（予定）

内容	期限等
参加表明の手続き期限	令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 5 時まで
質問に対する回答期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した

	ほうが良いと思われるものは適宜回答します。
提案書等提出期限	令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 5 時まで
ヒアリング実施日	令和 8 年 11 月 24 日（火）
決定・非決定通知日	令和 8 年 11 月 24 日（火）
見積書提出期限	令和 8 年 11 月 30 日（月）
契約締結予定日	令和 8 年 11 月 30 日（月）

4 参加表明の手続き

（１）提出書類

参加表明書 第 1 号様式

（２）提出期限

令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

（３）提出場所

〒851-2327 長崎市東出津町 77 番地

長崎市 市民生活部 文化振興課 遠藤周作文学館（電話：0959-37-6011）

（４）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る）又はその他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認

参加表明書を提出した者については、2 に掲げる提案資格を確認し、参加資格確認通知書により通知する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を、参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和 8 年 10 月 23 日（金）

6 説明書等に対する質問

（１）受付方法

質問書に記載の上、電子メールにより下記（３）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（２）受付期限

令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 5 時必着

（３）質問書送付先及び連絡先

長崎市 市民生活部 文化振興課 遠藤周作文学館

電話：0959-37-6011、FAX：0959-25-1443
Email：endoshusaku@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問回答書によりコンペ参加者全員に電子メールで回答する。

質問回答予定日 令和8年10月30日(金)

ただし、質問内容を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものについては、適宜回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 提案書等

・提案書 第2号様式

提案書に添付する書類は次のとおりとし、A4版片面で合計5枚以内とすること。(A3版の場合、A3片面1枚をA4片面2枚として換算する)

ア 実施方針 様式 ア(提案者の制作意図の説明、創意工夫点、期待される効果など及び実施体制を記載すること)

イ 配置予定者 様式 イ(担当者について作成すること)

ウ 業務実績 様式 ウ(過去5年間(令和元年度以降)の同種業務の実績があれば記載すること。なお、同種業務とは、国、地方自治体等との契約で履行した企画展等での展示物制作に係るもの又はそれに類する業務とする。)

エ スケジュール (任意様式とする。提案内容に応じた制作および設営等のスケジュールを記載すること)

② ポスターデザイン案

サイズは実寸のB2判とする。

また、見本案で使用する画像のデータについては、参加資格確認通知時にメールまたはDVD等の記録媒体により提供する。

③ 展示パネル等のデザイン案

次に示すデザイン案を、A3版片面(7枚程度まで)で作成し提出すること。

また、見本案で使用する画像のデータについては、参加資格確認通知時にメールまたはDVD等の記録媒体により提供する。

仕様書2ページ記載の次の展示パネルのデザイン案

B1(タイトル)
D1・a面(中項目解説 自立パネル)

（２）参考見積書 様式 エ

提案書に記載する内容を踏まえて、本業に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは、受託候補者特定のための基準の一部として用いることとする。

（３）書類作成上の注意

用紙サイズは日本産業規格 A3 版または A4 版とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

（４）提出部数

- ・ 提案書 6 部（うち 1 部は会社名あり、5 部は会社名なし、裏面を白紙とする。会社名なしの書類は、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載をしないこと。）
- ・ 展示パネル等のデザイン案 6 部
- ・ 参考見積書 1 部

（５）提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 5 時必着

（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

（６）提出場所

〒851-2327 長崎市東出津町 77 番地

長崎市 市民生活部 文化振興課 遠藤周作文学館（電話：0959-37-6011）

（７）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

8 ヒアリング

提出された提案書等について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

（１）実施日及び場所

令和 8 年 11 月 24 日（火）、長崎市役所庁舎内会議室（長崎市魚の町 4-1）

（詳細については別途、通知する。）

（２）持ち時間

説明 15 分以内及び質疑応答 5 分程度 計 20 分程度

（３）出席者

2 人以内とする。

（４）その他

説明は事前に提出された提案書等に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

提案書等及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和8年11月24日（火）

10 受託候補者特定のための基準

（1）評価基準

受託候補者を特定するための基準は、以下の項目等により、提案書等及びヒアリングを総合的に評価して選定する。

①企画力

ア デザイン・印刷物等制作

展示の構成をもとに、可読性、視認性の高いデザインであり、遠藤周作文学館の空間に調和した統一感のあるものであるか。

イ 企画立案能力

独自のアイデアが盛り込まれ、見る人に訴えるものがある内容となっているか。

②的確性

ターゲットを明確にし、全体スケジュールを考慮したものであるか。

③実現性

提案内容に説得力があるか、提案内容の実現を裏付ける類似実績が明示されているか。

④独創性

提案事業者のノウハウや知識、経験等を活かした創意工夫が見られ、独創性の高い提案であるか。

⑤業務実施体制

業務を確実に履行できる実績・実施スケジュール・組織体制となっているか。

⑥参考見積額

（2）総得点が同点の場合

各委員の順位点を合計した総得点が同点の場合は、審査項目のうち「企画力」の合計点数を多く得たものを上位者とする。「企画力」の点数が同数の場合には、「的確性」、「実現性」、「独創性」、「業務実施体制」、「参考見積額」の順に同様の考え方で判断する。なお、審査項目の評点で「1」があった企画コンペ参加者は、受託候補者として選定しないものとする。

11 契約書の作成の要否

要

1 2 担当課

〒851-2327

長崎市東出津町 77 番地

長崎市 市民生活部 文化振興課 遠藤周作文学館

電話：0959-37-6011 FAX:0959-25-1443

Email：endoshusaku@city.nagasaki.lg.jp